

第12号議案

「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1. 概 要

新たに職員となった者は、その職務を行う前に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないこととされている。

デジタル時代に向けた規制・制度の見直しの一環として、官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでおり、行政手続を対象とした書面・押印・対面の見直しが進められている。

については、区職員の任用手続におけるサービスの宣誓の際の押印について見直す。

2. 改正内容

様式のうち、宣誓書の押印欄を廃止する。

3. 施行期日

令和3年4月1日

職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>様式（第2条関係）（省略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>様式（第2条関係）（省略）</p>

様式(第2条関係)

一 (教育公務員以外の職員)

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

二 (教育公務員)

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治および教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

様式(第2条関係)

一 (教育公務員以外の職員)

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

二 (教育公務員)

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治および教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名